

令和元年9月5日

消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベースの登録について

令和元年8月26日から令和元年9月1日までに消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、令和元年9月5日付けで事故情報データベースに登録しましたので、お知らせします。

1. 事故情報(食中毒情報を除く。)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	平成30年10月27日	その他サービス(介護用品販売)	介護用手すりの組み立てが不適切で、当該手すりの支柱に突出していたねじ頭で手を負傷。	兵庫県
2	令和元年8月21日	エアゾール式簡易消火具	一般住宅において、エアゾール式簡易消火具が破裂。	山口県

2. リコール・自主回収情報

	製品名等	届出内容
1	普通乗用自動車(マセラティ グラントウーリズモスポーツ オートマチック 他)	普通乗用自動車(エアバッグ装置)のリコール。(外-2901) エアバックコントロールユニットにおいて、電源供給回路のコンデンサーの通電性能が不適切なため、電圧制御が安定しないものがある。そのため、エアバッグ警告灯が点灯し、エアバッグ、シートベルトプリテンショナーが作動しないおそれがある。もしくは、走行中に誤作動するおそれがある。
2	弁当	アレルギー(かに)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和元年8月26日/販売地域 神奈川県)
3	普通乗用自動車(トヨタ ノア 他)	普通乗用自動車(エアバッグ装置)のリコール。(4556) 助手席用エアバッグのインフレーター(膨張装置)において、ガス発生剤の吸湿防止が不適切なため、温度および湿度変化の繰り返しによりガス発生剤が劣化することがある。このため、エアバッグ展開時にインフレーター容器が破損するおそれがある。
4	普通乗用自動車(BMW BMWX2 sDrive 18i 他)	普通乗用自動車(灯火装置)のリコール。(外-2905) 左右テールライトのボディへの取付ナットにおいて、製造時の洗浄処理が不十分なため、切削オイルが完全に除去されていないものがある。そのため、残留した当該オイルによりテールライト取付部が劣化し破損して、当該テールライトががたつくおそれがある。
5	普通乗用自動車(NUMMI ヴォルツ)	普通乗用自動車(エアバッグ装置)のリコール。(外-2908) 助手席用エアバッグのインフレーター(膨張装置)において、ガス発生剤の吸湿防止が不適切なため、温度および湿度変化の繰り返しによりガス発生剤が劣化することがある。このため、エアバッグ展開時にインフレーター容器が破損するおそれがある。
6	普通乗用自動車(NUMMI ヴォルツ)	普通乗用自動車(エアバッグ装置)のリコール。(外-2909) 助手席用エアバッグにおいて、展開特性の検討が不適切なため、高温下でのエアバッグ作動時にバッグ内圧が想定外に高くなるものがある。そのため、バッグが破れたり、バッグ固定用金具が損傷して、正常に展開しないおそれがある。
7	軽自動車(スズキ スペーシア 他)	軽自動車(動力伝達装置)のリコール。(4553) ドライブシャフトのダストブーツにおいて、製造工程における温度管理が不適切なため、接合部の強度が不足しているものがある。そのため、亀裂が発生し、ダストブーツ内のグリスが漏れ、最悪の場合、走行できなくなるおそれがある。
8	自動車用関係装置(エス・エス リミテッド 充電式LEDライト)	後付け用品の充電式LEDライトにおいて、充電制御が不適切なため、充電可能回数を超過し、内蔵電池が劣化した製品を車両のアクセサリソケットに差し込み充電すると、内蔵電池が膨張し、内圧が高くなることあるため、電池が破損し、ライトの構成部品や電池の内容物が車内に飛散するおそれがあり自主回収。

3. 食中毒情報

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和元年8月15日	飲食店(8月14日の食事)	サルモネラ属菌	岡山県
2	令和元年8月13日	飲食店(8月13日の食事)	サルモネラ属菌	岡山県
3	令和元年8月14日	飲食店(8月13日及び14日の食事)	サルモネラ属菌	岡山県

4	令和元年8月25日	飲食店(8月24日の食事)	アニサキス	千葉県
5	令和元年8月16日(初発)	宿泊施設(8月13日～18日の食事)	カンピロバクター	長野県
6	令和元年8月23日	飲食店(8月23日の食事)	不明	愛媛県
7	令和元年8月19日	飲食店(8月16日の食事)	カンピロバクター	熊本県
8	令和元年8月22日	飲食店(8月20日の弁当)	腸管出血性大腸菌O157	新潟県

「2. リコール・自主回収情報」欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号を記載しています。消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、令和元年9月6日20時以降、事故情報データベースで「消費者事故等(2019年9月5日登録分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。上記事故の詳細は事故情報データベースを御覧ください。
(URL: <http://www.jikojocho.go.jp>)

本件に対する問合せ先
消費者庁消費者安全課 中野 西口
TEL: 03(3507)9263 FAX: 03(3507)9290